

## 別添 反農薬東京グループの「クロルピクリン等の使用についての質問と要望

(2020/08/17 農薬対策室提出) の、本文中に記した(注) についてです。

### (注1) 農薬危害防止運動についてに関する緊急要望と農水省回答

要望・質問文中、p-\* は実施要綱の頁を示す。

【要望4】クロルピクリンについては、要綱 p 25 別記 1 の【人に対する事故】にある - 2

農薬散布中 - (1) 原因の『④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、

十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの』と

の指摘と 同上 (2) 防止対策の『オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっ

ては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直

ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う』及び

同上 3 農薬散布後 - (2) 防止対策の『イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材によ

る被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立

入りを防ぐ。』との指導があるにすぎません。

クロルピクリンの大気汚染は、散布中にだけ、おこるわけではありません。特に、周

辺住民の健康被害防止には、被覆中や被覆除去後の耕耘によるガス抜きに伴う汚染にも

留意せねばなりません。この視点で、距離を決めて、クロルピクリンを住宅地周辺で、実施しないよう指導することを求めます。

[回答]土壌くん蒸剤の使用に当たっては、施用直後に適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う等の安全確保を徹底するよう都道府県より指導をしているところです。本年度の農薬危害防止運動においても、「土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底」を重点指導項目としております。また、使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うとともに、周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意することについても指導しています。引き続き、使用者にクロルピクリンによる被害のリスクを認識し、被覆の徹底等の適正使用が行われるよう指導してまいります。

## (注2) 農薬要覧による、都道府県別クロルピクリン出荷量

(要覧の出荷量を使用量と同等とした)

使用の多い2製剤(80%含有くん蒸剤、99-99.5%含有くん蒸剤)の2018年度統計値

- ・全国合計出荷量は7606.1トン
- ・200トン以上である上位12県(東京都は除く)

茨城：1118.0、群馬：1118.0、青森：1001.4、鹿児島：461.7

千葉：453.7、長崎：411.2、宮崎：297.7、徳島：288.2、

高知：270.4、熊本：270.3、長野：236.7、

・5トン以下である下位 12 府県

大阪：-(=0)、 富山：0.3、奈良：1.0、香川：1.4、京都：1.6、山形：2.5、

山梨：2.8、沖縄：3.5、福井：4.2、滋賀：4.5、秋田：4.5、島根：4.6、

・事例にあげた広島県は 8.8 トンであり、尾道市では、健康被害を訴える住民がいるにもかかわらず、  
どんな作物に使用されているかもしれない。これでは、クロルピクリン使用削減もすまない。

(注3) 神奈川県の家などの周辺の容器放置状況 (2020/08 撮影)

ラベルがはがれ、炎天下で、容器が変形しているものもある。



(注4) 尾道市へのクロルピクリンについての質問と回答 (2020/06/30)

全文は下記URLを参照してください。

<http://home.catv.ne.jp/kk/chemiweb/kiji2/ono200630.txt>

質問は反農薬東京グループ、回答は尾道市です。反農薬東京グループからのコメントなどもつけてあります。

<質問1> 広島県又は農水省の中国四国農政局からからクロルピクリンの調査(3・11の農水省調査のこと)に関して、何か連絡がありましたか。もしあればいつ、どういう内容か教えて下さい。

[回答]ありません。

[反農薬東京Gのコメント] 尾道市でクロルピクリンを巡って住民との間にトラブルが起きていることを県は承知しているにもかかわらず、調査部署との連絡がないのは問題ではないか。

<質問2> 当グループへの連絡で、尾道市内でクロルピクリン使用による健康被害を訴えている人がいます。クロルピクリン使用の事前通知もないとのこと。これはクロルピクリンの使用時での注意事項や、住宅地通知に違反している上に、今年度の農薬危害防止運動の趣旨にも反しています。どのように対処する予定ですか。直ちに、正確な情報を出すよう、使用農家に徹底して下さい。

[回答]当該クロルピクリン使用農家の事前通知については、健康被害を訴えられている方と連絡を取られている別の農家の方を通じて、通知することと聞いております。

市へ使用農家から直接連絡があった場合には、市から電話或いはメールにより、ご本人に通知することとしております。

[反農薬東京Gのコメント] 被害者が直接農家と連絡を取れば、いざこざが起ころがちである。中には恫

喝するような使用者もあり、実際に尾道市の被害者は昨夏直接農家に電話して農薬の事前通知の依頼をしたが、酷い恫喝やデマを流布され風評被害を受けたうえ通知をしてもらうこともないとのことであった。

被害者が自分で連絡を取るのには酷で、遵守省令に、使用者の責務が明記されているのだから、行政がきちんと指導し、使用農家に実施計画を提出させたい、その内容を公表すれば、済むことである。

市が「別の農家の方を通じて通知することと書いております」とか、「市へ使用農家から直接連絡があった場合には、ご本人に通知する」というのは、市が自ら積極的に対応しないことの証拠であり、すべて、使用者まかせになってしまう。

被害者の経験では、いままで、無通知使用を繰り返す使用者が、自発的に他の使用者を通じて、事前通知したことはないとのことである。

使用者からの事前通知に従い、市は、適正使用がなされているかどうかなどの調査を行い、きちんとフォローをするのが、尾道市の責任ある態度である。

<質問3> 全国的に事故の多いクロルピクリンの規制に関して、国は今までよりも厳しく対処するようになっていきます。現に被害を訴えている人がいる尾道市はどのような対応をとるつもりですか。広報で知らせるなどと生ぬるい方法では解決できません。クロルピクリン使用農家をまとめて簡単に使える農薬ではないことを周知したり、立ち入り検査など行政ができることをすべて実施すべきと思いますが、いかがですか。

[回答]農薬使用者が遵守すべき事項を、広報への掲載、チラシの配布や研修会の開催等により、周知を図ることが市の役割と考えており、継続的に実施してまいります。

〔反農薬東京Gのコメント〕 実際、事前通知が被害者に伝わっていない現状を解決するよう努力すべきところを、曖昧な対応でやり過ぎそうしていると思われる。

被害者によれば、講習会やチラシの効果は認められない。直接電話をしても効果が薄いのが現状とのことで、立ち入り検査、現地での直接指導が必須である。

<質問4> 当グループに寄せられた尾道市在住の化学物質過敏症患者からの相談では、毎年2～3月と7月頃に無通知でクロルピクリンを使用する農家があり、クロルピクリンをまだ無通知で使用する可能性があり大変不安に思っているそうです。尾道市農林水産課は事前に農家に日程をきいて患者に連絡すると言ったそうですが、至急クロルピクリン使用農家に立ち入り調査をして7月のクロルピクリン使用日程とガス抜き日を調べ患者に連絡してください。

[回答](質問2)で回答したとおりです。

〔被害者のコメント〕 これでは何もしないと回答したと同じことです。

患者が居住している住宅地に隣接した圃場郡（油屋新開地域）において平成29年に尾道市が行った講習会でのアンケートで4軒の農家がクロルピクリンを使用していると回答したそうです。その時は無記名だったそうですが、その後、尾道市ではそのうち2～3軒のクロピク使用農家については特定し、連絡先を把握しているのに、それらの農家に電話や立ち入り指導をして、適正使用がなされているかの調査、使用日程をきいて被害者に伝える事を、なぜしないのでしょうか。

<質問5>尾道市因島中庄の油屋新開地区の毎年無通知でクロルピクリンを使用している農家については、この圃場の近くには小学校、こども園、地域住民が多数利用するスーパードラッグストアや飲食店等が集まった町内一番の繁華街、住宅地があります。このようなところではそもそもクロルピクリンを使う事が適当ではありません。

貴市では、処理地域と生活環境との距離規制を設けていますか。いないようなら、その理由はなにですか。

物理的除法、土壌還元法、輪作体系などの農薬を使わない土壌消毒を市が指導すべきではないでしょうか。

また、そもそも年に複数回定期で土壌消毒をする必要があるのか、必要性の有無の検討はせずに惰性で毎年定期に使用しているのであれば、必要性の有無を検討してから使用することや輪作等の方法で土壌消毒の回数を減らす事を、地域住民の健康を守るために市が指導すべきではないでしょうか？ どのようにお考えですか。

[回答]クロルピクリンの使用を規制する地域指定はありませんが、農薬使用者が適正な使用について遵守していただくよう、引き続き周知してまいります。

[反農薬東京Gのコメント] 具体的な例を出して質問しているのに、何も回答していない。市民からの必死の要望をこのように論点をはずして回答するのは行政の姿勢としては問題である。この地域のクロルピクリンの事前通知については、度重なる被害者からの「事前通知を直接指導して欲しいという依頼」を却下し続けており、結局、なにもしないと回答したことになる。

< 質問 6 > 農薬の受動被曝をうけている過敏症患者に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の適用を求めましたが、『国や県と連携を図りながら、法令順守の徹底に努めてまいります』との一般的なご回答でした。個別の具体的な事例についても、きちんとした対応をしてください。

[回答]繰り返しとなりますが、国や県と連携を図りながら、法令順守の徹底に努めてまいります。

[反農薬東京グループのコメント] 尾道市は 「国や県と連携を図りながら、法令順守の徹底に努めてまいります。」としているが、前述のように、遵守省令すら守られておらず、農薬による健康被害者の訴えを無視しているし、障害者差別解消法に違反については、なんら回答がない。